

第64号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市総合計画審議会の担当事務にまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項についての調査審議を加えるとともに、芦屋市保有土地活用事業者選定委員会の委員定数に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市総合計画審議会の項担当事務の欄中「芦屋市総合計画」の次に「及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画」を加え、同表市長芦屋市保有土地活用事業者選定委員会の項委員定数の欄中「10人」を「諮問に係る保有土地ごとに8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市総合計画審議会の担当事務にまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項についての調査審議を加えるとともに、芦屋市保有土地活用事業者選定委員会の委員定数に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市総合計画審議会の担当事務にまち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議を加えることとする。

(第2条関係)

- (2) 芦屋市保有土地活用事業者選定委員会の委員定数を、諮問に係る保有土地ごとに8人以内（現行は、委員総数10人以内）とする。（第2条関係）

3 施行期日

公布の日

まち・ひと・しごと創生法抜粋

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- (2) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。